

(お知らせ)

2018年9月10日
東日本電信電話株式会社

第17報 (9時00分現在) ※下線部が第17報での更新情報です。

北海道胆振東部地震による通信サービス等への影響について (第17報)

北海道胆振東部地震の影響により、NTT東日本 北海道事業部管内において通信サービスがご利用できない状況が続いておりましたが、復旧活動の結果、土砂災害の影響により倒壊した幌内ビルエリアを除き、以下のとおり回復しました。(アナログ電話・ひかり電話・光アクセスサービス)

お客様には大変ご迷惑・ご不便をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 影響サービスおよび影響回線数

<通信サービス>

	合計		
		装置故障に伴う影響 ^{※3}	商用停電に伴う非常用電源の枯渇による影響 ^{※4}
アナログ電話	約100回線 ^{※5}	約100回線 ^{※5}	回復
ひかり電話	回復	回復	回復
光アクセスサービス ^{※1※2}	回復	回復	回復

※1 光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービスも含まれます。

※2 フレッツ光を利用した各種サービス（フレッツ・テレビ伝送サービス等）もご利用いただけません。また当社が提供する通信サービスを利用した放送サービスにも影響がある恐れがあります。

※3 復電に際しての設備起動異常等によるものです。

※4 商用停電に伴う非常用電源の枯渇による影響は回復しました。

※5 幌内ビルが土砂災害の影響により倒壊したため、当面復旧の見通しが立っていません。幌内ビルのり災状況については、別紙「幌内ビルり災状況」参照ください。

*お客様宅と通信ビル間の回線切断等による影響数は含みません。

*その他、専用線サービス、フレッツ・ADSL等にも影響が継続しております。

<電報サービス>

北海道へお届けする電報について、配達が遅れる場合、配達ができない場合がございます。

2. 通信サービス復旧状況

復旧活動の結果、土砂災害の影響により倒壊した幌内ビルを除き、アナログ電話・ひかり電話・光アクセスサービスのサービス影響は解消しました。

ただし、一部装置の不具合やお客様宅と通信ビル間の回線切断等の影響により、通信サービスがご利用頂けない場合がございます。

3. 故障受付「113」等に大変つながりにくい状況について

電話サービスの故障受付「113」等へのお問い合わせが集中しており、大変つながりにくい状況です。

4. 公衆電話無料化の実施

北海道全域（約 5,800 台）で公衆電話を無料にご利用いただくことができます。

*一部、通信障害によりご利用いただけない公衆電話がございます。

*公衆電話の設置場所は以下からご確認ください。

<https://service.geospace.jp/ptd-ntteast/PublicTelSite/TopPage>

5. ポータブル衛星車、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置について

ポータブル衛星車を派遣し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を提供しております。

- ・安平町追分公民館（北海道安平町追分緑ヶ丘 200-2） 3 台
- ・安平町安平公民館（北海道安平町安平 165） 3 台
- ・安平町早来公民館（町民センター）（安平町早来北進 102 番地 4） 4 台
- ・安平町遠浅公民館（安平町遠浅 125 番地 1） 4 台

6. 光ステーション（Wi-Fi アクセスポイント）の開放

北海道全域で光ステーション（約 4,300 箇所）を無料にご利用いただくことができます。

*SSID「0000FLETS-PORTAL」に接続しご利用ください。

*光ステーションのアクセスポイントは以下からご確認ください。

<http://wifi-spot.geospace.jp/addressList?pref=01>

上記に加え、下記 6 箇所へのアクセスポイント設置を完了しています。

*SSID「NTEAST-FREE」に接続しご利用ください。

設置場所名称	設置場所住所
厚真町役場厚南会館	勇払郡厚真町字上厚真 2 1 9 - 1
厚真町立厚真中央小学校	勇払郡厚真町字新町 9 2
厚真町立厚真中学校	勇払郡厚真町新町 4 5 7
厚真スポーツセンター	勇払郡厚真町字本郷 2 3 4 - 6
厚真町総合福祉センター	勇払郡厚真町京町 1 6 5 - 1
道の駅 むかわ四季の館	勇払郡むかわ町美幸 3 丁目 3 - 1

7. 「災害用伝言ダイヤル（171）」および「災害用伝言板（Web171）」の運用について
地震発生当初の2018年9月6日 3時37分より継続して、被災地域の方々の安否状況等の確認手段として「災害用伝言ダイヤル（171）」および「災害用伝言板（Web171）」を運用しておりますのでご活用ください。

8. 災害救助法および避難指示・避難勧告適用地域のお客様に対する支援措置

- ・ 電話、フレッツ光等の通信サービスの基本料金等の無料化
- ・ 移転工事費の無料化
- ・ 料金支払期限の延伸

*適用には一定の条件がございます。詳細は別に掲載している報道発表資料をご確認ください。

災害救助法：

<http://www.ntt-east.co.jp/hokkaido/news/detail/pdf/20180907sien.pdf>

避難指示、避難勧告：

<http://www.ntt-east.co.jp/hokkaido/news/detail/pdf/20180907kan.pdf>

【別紙】 幌内ビルり災状況

(遠景)



(近景)

